

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業
「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」評価要項

令和2年8月20日

独立行政法人日本学術振興会

「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業」運営委員会決定

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業（以下「本事業」という。）において実施している「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」の評価は、この要項に従って行うこととする。

なお、この要項において、「振興会」とは「独立行政法人日本学術振興会」のことをいう。また、「運営委員会」とは「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会」のことをいう。「拠点機関」とは、本事業を委託している研究所等のことをいう。

I. 評価の目的等

この要項に基づく評価は、振興会が各拠点機関に委託している「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」（以下「委託業務」という。）について、これまでの実施状況について評価するとともに、本事業と委託業務に係る今後の計画等との関係も考慮し、委託業務の次年度以降への継続の可否等について判断するために行うものとする。

なお、継続することについて「可」と認められる委託業務については、令和4（2022）年度まで委託を延長することとするが、その際、必要に応じ委託業務に対する修正等（予算規模を含む）を行うことができるものとする。

II. 評価の時期

拠点機関の委託業務については、令和2（2020）年度に評価を行う。

III. 評価の体制

1. 評価体制

評価は、運営委員会が行う。

2. 評価方法

委託業務の評価は、個別書面評価と合議評価により実施する。なお、運営委員会が合議評価をするうえで必要だと判断した場合は、拠点機関に対してヒアリング・視察等を行うこととする。

3. 評価基準

評価結果は、下表【総合評価区分】による総合評価及び評価結果に関する所見で構成するものとする。なお、評価結果がDの場合は令和2年度末をもって委託業務を終了するものとするものとし、それ以外の評価結果については、所見で示された改善点等を修正の上で継続するものとする。

【総合評価区分】

評点	評価基準
S	委託業務のこれまでの実施状況がたいへん優れており、今後の計画等についても本事業推進への貢献度が非常に高いと見込まれる。
A	委託業務のこれまでの実施状況が優れており、今後の計画等についても本事業推進への貢献度が高いと見込まれる。
B	委託業務のこれまでの実施状況は概ね問題なく、今後の計画等についても本事業推進への貢献が見込まれる。
C	委託業務のこれまでの実施状況はやや問題があり、今後の計画等については本事業推進に貢献するうえで改善が必要と判断される。
D	委託業務のこれまでの実施状況は問題が多く、中止が妥当と判断される。

IV. 取組評価と総合評価

取組評価は、以下の【取組評価の観点】①～④から、それぞれ下表【取組評価区分】により評価する。

なお、総合評価は、取組評価のみならず、事業目的・申請当初の業務計画・採択時に付された意見に沿っていること、委託費の適正かつ効果的な使用、委託期間終了後の活動維持の見込み等を加味して、総合的に評価するものとする。

【取組評価の観点】

① データアーカイブ機能の強化（共有化）

データの散逸を防ぎ、利活用を促進するため、データアーカイブ機能の強化に資する取組

（人文学分野）

【具体的な取組例】

- ・データを長期的に保存・共有するためのシステム構築・環境整備^{※1}
- ・オンラインツールによるデータ分析環境の提供^{※2}
- ・データを広く利用されるようにするための利用条件の整備（著作権等の権利関係の明示など、再利用可能な利用条件の付与等）
- ・データカタログの整備、データと研究成果・論文等との関連づけ、DOI の付与

^{※1} 例えば、情報機器・ソフトウェアの世代交代に伴うデータフォーマットの変換、保存用データフォーマットの開発、データ・レポジトリとしての認証の取得等の取組が想定されます。

^{※2} 採択後、振興会が別途開発中のオンライン分析システムと開発内容について調整を行う場合があります。

（社会科学分野）

【具体的な取組例】

- ・データの補定（インピュテーション）やウェイトの作成
- ・データを長期的に保存・共有するためのシステム構築・環境整備^{※3}
- ・オンライン分析システムによるデータ分析環境の提供
- ・個体識別の可能性が高いデータの分析・利用を可能にするマイクロ・データ分析環境の構築
- ・データカタログの整備、データと研究成果・論文等との関連づけ、DOI の付与

^{※3} 例えば、情報機器・ソフトウェアの世代交代に伴うデータフォーマットの変換、保存用データフォーマットの開発、データ・レポジトリとしての認証の取得等の取組が想定されます。

② 海外発信・連携機能の強化（国際化）

国際的なデータの利活用に応えるため、拠点機関ウェブサイトを英語化する等、データを海外の研究者に提供する活動、あるいは、そのために海外機関と提携する活動

（人文学分野）

【具体的な取組例】

- ・データ及びメタデータの性質等に応じた英語版作成、（必要に応じた）多言語化
- ・国際比較データ及びメタデータの作成、並びに海外機関への提供又はその支援
- ・海外機関と連携したデータ共有・利活用に関するシンポジウムなどの開催

(社会科学分野)

【具体的な取組例】

- ・ 国際比較調査データ及びメタデータの作成、並びに海外機関への提供又はその支援
- ・ データ及びメタデータの性質等に応じた英語版作成、(必要に応じた)多言語化
- ・ 海外機関と連携したデータ共有・利活用に関するシンポジウムなどの開催

(人文学)

③ データ間の連携を可能にする環境の整備 (連結化)

データを活用した人文学・社会科学研究の発展に向けて、既存データを連携可能なデータとするための編集・加工に関する取組

【具体的な取組例】

- ・ 複数データによる調査研究等の学術利用促進の環境整備
- ・ 特定の地域を対象にして時系列的な観点から累積・統合されたデータの作成
- ・ 特定の年代を対象にして地理的な観点から累積・統合されたデータの作成
- ・ 地名や行政区画の歴史的接続を可能にする対照表の整理

(社会科学)

③ データ間の時系列等接続関係の整備 (連結化)

社会調査を活用した人文学・社会科学研究の発展に向けて、政府統計を始めとする大規模社会調査に関する時系列等接続関係を踏まえた環境等の整備に資する取組

【具体的な取組例】^{※4}

- ・ 政府統計マイクロ・データの学術利用促進の環境整備
 - ・ 政府統計データの時系列接続や標本調査データの累積データファイルの作成
- ^{※4} 例えば、オンサイト集計施設の運用、データ変換プログラムの提供、講習会の実施等の取組が想定されます。

④ 振興会の取組に対する連携協働

以下のような振興会の取組に対して、拠点機関としての連携協働に関する取組

- ・ データ共有、利用、権利関係等の共通ガイドラインの策定
- ・ 分野横断的、総合的なデータカタログの整備
- ・ オンライン分析システムの構築
- ・ 公開シンポジウムの開催

【取組評価区分】

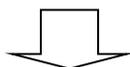
評 点	評 価 基 準
S	たいへん優れている。
A	優れている。
B	概ね問題ない。
C	やや問題がある。
D	問題が多い。

V. 評価手順

令和2（2020）年度

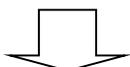
業務主任者等

10月頃 評価資料の作成・提出
評価用成果報告書及び令和3（2021）～令和4（2022）年度業務計画提案書の作成・提出

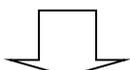


運営委員会

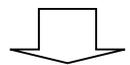
11月頃 個別書面評価



拠点機関に対するヒアリング・現地視察等（必要に応じて）



11～12月頃 合議評価



12月頃 開示・公開等

総合評点、委託期間の延長の可否、所見等を各拠点機関に開示

日本学術振興会ホームページ等により公表

VI. その他

1. 開示・公開等

- (1) 評価に係る審議は非公開とする。
- (2) 委託業務の取組評価結果は、各拠点機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2. 利害関係者の排除

運営委員会委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該拠点機関に関する審議及び決定並びに個別の議論に加わることができない。

- (1) 運営委員会委員自らが拠点機関と同一の研究所等に所属する場合
- (2) 運営委員会委員自らが拠点機関の活動と日常的に密接な関係を有していると判断する場合
- (3) その他、運営委員会委員自らが中立・公正に評価を行うことが困難であると判断する場合

3. 秘密保持

- (1) 運営委員会委員として評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 運営委員会委員として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

4. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。